

## 太陽光発電設備を設置されている方へ

### 【固定資産税(償却資産)申告のお願い】

遊休地や家屋の屋根等に太陽光発電設備を設置されている方は、償却資産として固定資産税が課税される場合があります。鉢田市内に償却資産を所有している方には、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。



#### 償却資産とは

償却資産とは、会社(法人)や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。以下の「申告対象について」の内容を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況をご確認ください。

#### 申告対象について

##### 〈課税対象となる設置者・発電量別の区分〉

設置者	10kW以上の大陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の大陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	課税対象	課税対象外
個人 (事業用)		課税対象
法人		課税対象

##### 〈評価の区分〉※課税対象となる場合

太陽光パネル設置方法	太陽光発電設備			
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 表示ユニット	電力量計等 パワーコンディショナー
家屋に一体の建材として設置	家屋		償却資産	
架台に乗せて屋根に設置				償却資産
家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物等)に設置				償却資産

#### 申告について

毎年1月1日現在に、鉢田市内に償却資産を所有されている方が納税義務者となります。1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までに税務課へ申告をお願いします。(過去に取得したもので未申告の資産がある場合は、速やかにご申告ください。)

## 申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市総務部税務課 固定資産税係

開庁時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・休祝日、年末年始 12/29~1/3 は除く)

電話 0291-36-7454 (直通)

※ 償却資産についての詳しい内容は「固定資産税【償却資産】申告の手引き」をご覧ください。



◀ 鉾田市公式 HP でご確認いただけます。

## Q & A

Q. 毎年税務署に確定申告をしていますが市への申告も必要ですか？

A. 税務署に対する申告は、所得税・法人税の申告であり、減価償却費を必要経費として計上し、所得税・法人税を計算するためのものです。これに対し、市に対する申告は、現存する償却資産の未償却残高（評価額）が固定資産税の対象となっており、1月1日現在の償却資産の保有状況を申告いただくものです。

所得税・法人税は国税であり、固定資産税は地方税であることなど、課税の仕組みや課税主体が違っておりますので、税務署への申告とは別に市への申告が必要となっています。

Q. 償却資産に該当する資産がない場合も申告が必要ですか？

A. 該当する資産がない場合は申告の必要はありませんが、市より申告書が届いた場合は、所有状況把握のため「該当資産なし」と申告をしてください。

Q. 太陽光発電システムの取得価額とは？

A. 太陽光発電の取得価額には次のようなものが含まれます。工事請負契約書などをご確認ください。太陽光パネル、設置用の架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、配送費（輸送費）、取り付け工事費

※ 申請の代行費などの手数料は取得価額に含めません。

※ 地上に設置した場合、税務会計上、太陽光発電設備の取得価額に土地の造成費を含んで減価償却している場合は、償却資産の申告対象となります。また、取得価額に含まれない土地の造成費で、税務会計上構築物として減価償却している場合は償却資産の申告対象となります。

※ 囲いやフェンス、防犯カメラなどのセキュリティシステムも償却資産の申告対象となります。

Q. 太陽光発電設備を増設したり、所有者が変わった場合にはどうすればいいですか？

A. 太陽光発電設備を増設された場合や、相続、売買等で所有者が変わった場合には申告が必要となることがあります。お問い合わせ先までご相談ください。

## 太陽光発電設備の申告 チェックシート

### ❖スタート

太陽光発電設備を設置する  
所有者は  
A. 法人である  
B. 個人である



店舗やアパート、農業などの  
個人事業を  
A. 営んでいる  
B. 営んでいない



太陽光発電総出力規模は  
A. 10 kW以上である  
B. 10 kW未満である



A

A

B

A

B

太陽光発電設備は

- A. その個人事業のために一部でも使用している
- B. その個人事業のためには全く使用していない



A



太陽光発電設備は

- A. 売電目的で設置
- B. 住宅での利用目的で設置



A

償却資産として申告が **必要** です。

所有されている太陽光発電設備は、事業用もしくは売電事業用の資産になります。

申告の方法については、税務課固定資産税係へお問い合わせください。

太陽光発電設備（太陽光パネル）の設置方法により申告対象設備が異なりますので、下表にてご確認ください。

太陽光パネルの設置方法	償却資産として申告が必要な太陽光発電設備
家屋（屋根等）に載せて設置	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等
家屋以外の場所（土地等）に設置	表示ユニット、電力量計等
家屋に一体の建材（屋根資材等）として設置（注）	接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等

（注）家屋に一体の建材（屋根資材等）として設置されている場合は、太陽光パネル自体が家屋の固定資産税の課税対象になります。

ですので、申告書に記載する太陽光発電設備の取得価格にパネルの金額を含めないようお願いいたします。

償却資産として申告は **不要** です。

今回は、太陽光発電設備は事業用の資産ではないとの判断になります。

※ただし、以下の場合には申告が必要となることがあります。

- ・太陽光発電設備を増設した
- ・利用目的が変わり住宅用でなくなった